

取手市で 新婚生活 始めませんか？



満29歳以下の夫婦

最大60万円

満39歳以下の夫婦

最大30万円

令和5年度 取手市結婚新生活支援事業補助金

制度概要

対象世帯

- ・令和5年3月1日～令和6年3月31日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦
- ・夫婦ともに取手市に住民登録があること
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が満39歳以下であること
- ・夫婦の前年の合計所得が500万円未満であること
(奨学金の返済を行っている場合、前年中に返済した額を合計所得から控除できます。)
- ・夫婦ともに市税等の滞納がないこと

補助金額

夫婦とも婚姻日における年齢が

・満29歳以下…最大**60**万円

・満39歳以下…最大**30**万円



補助対象

令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間に支払った以下の経費

・住宅取得費用

建物の購入費用に限る
※土地購入代、解体撤去費、設備費、
住宅ローン手数料は対象外

・リフォーム費用

住宅の機能の維持又は向上を図るため
に行う修繕、増築、改築、設備更新等
の工事費用であること
※倉庫、車庫、門、フェンス、植栽、
家電に係る費用は対象外

・住宅賃借費用

賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
(賃料および共益費は1か月分)
※勤務先等から手当を受けている場合は
その分を控除

・引越し費用

引越し業者又は運送業者への支払いに係る
費用であること

申請期間

令和5年7月13日～令和6年3月31日

申請方法

必要書類を窓口に提出または下記宛先まで郵送

その他所定の要件があります。
申請をお考えの方は事前に
お問い合わせください！
申請書は右記の二次元コード
からダウンロードできます。

【問い合わせ先・申請窓口】

取手市 政策推進課

〒302-8585 取手市寺田5139番地

電話：0297-74-2141(代)

メール：kikaku@city.toride.ibaraki.jp

